

令和6年 第12回 ふじみ野市農業委員会総会議事録								
招 集 日 時		令和6年12月20日		開会場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室			
開会の日時 及び宣告者		開 会	令和6年12月20日	午後1時30分	議長			
		閉 会	令和6年12月20日	午後2時04分	議長			
議 長		粕谷 雄一						
No.	氏 名		出欠	No.	氏 名		出欠	
1	久保田 清		出	10	鈴木 智 之		出	
2	柳 川 嗣 於		出	11	浅 海 伊佐男		出	
3	横 山 一 明		出	12	岡 部 昭		出	
4	嶋 田 利 行		出	13	谷 田 峰 男		出	
5	原 田 一		出	14	粕 谷 雄 一		出	
6	近 藤 広 巳		出	15	有 山 茂 幸(最)		欠	
7	岸 勇		欠	16	宮 寺 康 夫(最)		出	
8	神 木 茂		出	17	新 井 正 一(最)		出	
9	塩 野 和 義		出					
出 席 者 数		農 業 委 員 定 数 14名 出 席 者 13名						
		農地利用最適化推進委員 定 数 3名 出 席 者 2名						
議 事 参 与 (説明者)				書 記				
葛籠貫 智 洋								
島 村 雄 大								
小 浦 聡 士								

その他重要と 認める事項	
	上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。 令和6年12月20日 議長印 署名委員印 署名委員印

		ふじみ野市農業委員会会長は、令和6年12月20日、午後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎3階A301会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	議長	議事録署名委員に2番・3番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第26号、農地法第4条第1項第7号による農地転用届に関する件、1件を報告します。
日程第4	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
日程第5	議長	報告案件ですので、報告第26号について終了します。
	議長	日程第4、報告第27号、農地法第5条第1項第6号による農地転用届に関する件、2件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
日程第5	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第27号について終了します。
	議長	日程第5、議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。
		案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局	議案書朗読、説明。
		事業計画者は、平成元年に設立された建設機械の販売、修理及び賃貸、レンタル業等を営む会社になります。近年では業績

		も上がってきており、現在の敷地では建設機械及び車両等の置場、運搬用トラック等の駐車場所が足りない状況です。 そのため、増設を検討しており、市内の市街化区域を中心に適地を探しましたが見つからず、市街化調整区域及び農振地域内農用地区域外農地に範囲を広め探した結果、今回の申請地を候補地として検討し、土地所有者に相談した結果、合意することができました。 申請地は会社に隣接しているため利便性を含め最適地であると考えているとのこと。 農地の区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。
	議 長 9 番委員	現地調査を行った委員から説明をお願いします。 12月13日に8番委員と事務局の4人で現地調査を行いました。現地の畑の3分の1ほどは草が腰丈くらいまで生えている状況ですが、今後土盛りを行い駐車場を整備するとのことですので問題ないと考えます。
	議 長 8 番委員	地元委員から説明をお願いします。 本日午前中に現地調査をしました。草は生えていますが、ほとんど枯草の状態でした。また残りの農地も耕うんした模様で若干草は生えていますが問題ないと考えます。
	議 長 5 番委員	質疑はありますか。 許可の要件として、既存敷地と比べてどの程度拡張できるのか、また、第1種、第2種、第3種農地について説明してください。
	事 務 局	まず、既存の敷地と比べてどの程度拡張できるかについてですが、仮に第1種農地の場合は、既存敷地面積の2分の1までの拡張という制限があります。第2種農地及び第3種農地につ

		いては、そのような制限はありませんが、必要最低限の拡張が許可要件となります。 また、各農地区分について、第1種農地は概ね10ha以上の集団で形成された農地で、転用は原則不許可となります。第3種農地は半径500m以内に学校等の公共施設が2つ以上あり、かつ上下水道、ガス管の内、2種以上埋設されている道路の区域内の農地で、転用は原則許可となります。第2種農地はそれ以外の農地であり、要件を満たせば転用が可能となる農地です。今回の案件については、既存敷地の車両の駐車スペースが飽和状態となっていることから隣地の農地を借用し敷地拡張をしたい。また、他に代替地が見つからないということで転用の許可申請があったものです。
5番委員	事務局	次に、借人の既存の敷地面積をお知らせください。
9番委員	事務局	既存敷地面積は3,412.98㎡です。 駐車場にするとのことですが、どのくらい土を盛るのか説明してください。 既存敷地と接する部分については約1m、反対側については92cm程度土盛りする計画となっています。
2番委員	事務局	フェンスは施工されるのですか。 フェンスの記載はありませんが、コンクリートブロックを2段から3段積む計画となっています。
議長		他に質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
全委員		異議なし。
議長		異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 議案第25号について終了します。

日程第 6	議 長	日程第 6、議案第 2 6 号、農用地利用計画の利用権設定について 2 件を議題とします。 農用地利用集積計画（利用権設定）
	議 長	1 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。
		借人は神戸市の観光ブドウ園で 4 年程前から地元農業者に付いてぶどう栽培の研修を受けながら働いていました。過去 2 年間は地元農業者に農地を任されて栽培の全行程を行っていたとのことです。地元である当市に戻り、ぶどう園を行いたいという希望がありました。
		神戸市農業委員会に受人について照会をかけたところ、受人の情報を持っておらず、回答ができないとのことでしたので、地元の農協に問い合わせをしたところ、受人の申告と一致していました。
		申請地の所有者である貸人は高齢で営農が困難であり、現状農地の保全管理のみ行っております。
		契約後は畑への農地改良から始めて、ぶどう棚の設置及び露地野菜の栽培を行い、ゆくゆくは観光農園化を目指していく計画です。
	議 長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	8 番委員	1 2 月 1 3 日に 9 番委員と事務局の 4 人で現地調査を行いました。現地の田は草が生えておりましたが、利用権設定後は土盛りし果樹及び露地栽培がされる予定ということなので問題はないと考えます。
	議 長	地元委員から説明をお願いします。

	6 番委員	当該農地は何十年も耕作がされておらず、定期的に草刈りを行っている状態です。地元の農家としては、当該農地を貸借してもらい是非とも耕作してほしいと考えています。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし
	議 長	質疑がないようでしたら、1 番の案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、1 番の案件については承認することに決定します。
	議 長	次に、2 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。 借人は妻と 2 人で営農しています。農業従事日数は受人が 250 日、妻が 200 日となっております。経営面積は先ほどの朗読のとおりです。トラクター 1 台、防除機 1 台、マルチャー 1 台、野菜洗浄機 1 台、ハンマーナイフモア 1 台、田植機 1 台等を所有しています。
	議 長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	8 番委員	12 月 13 日に 9 番委員と事務局の 4 人で現地調査を行いました。現地は稲刈りした後に耕うんされており問題ありませんでした。
	議 長	地元委員から説明をお願いします。
	13 番委員	同じく現地は稲刈りした後に整地されており問題ありませんでした。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。

日程第 7	議 長	質疑がないようでしたら、2 番の案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、2 番の案件については承認することに決定します。
		議案第 2 6 号について終了します。
	議 長	日程第 7、議案第 2 7 号、特定農地貸付の承認申請について 1 件を議題とします。
		案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。
		こちらは、現在、都市農地貸借法に基づき、公益社団法人入間東部シルバー人材センターが開設者となり農地を借用し、運営しているふじみんファーム(農業入門塾)となります。
		こちらについて、開設者であるシルバー人材センターから、令和 7 年 3 月末をもって特定都市農地貸付けの廃止をしたい旨の申し出があり、令和 7 年 4 月以降については、特定農地貸付法に基づき、市が開設者となり、引き続き当該農地を農業入門塾用地として借用し運営していくこととなったため、農業委員会に承認を求めるものです。
	議 長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	9 番委員	こちらの 2 筆の畑は、現在野菜が栽培されています。1 区画だけ貸し出しがない区画がありますが、防草シートが張られており適正に管理されていました。
	議 長	地元委員から説明をお願いします。
	4 番委員	当該農地は年間を通して適正に管理されているので問題ないと考えます。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。

	議 長 全 委 員 議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。 異議なし。 異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。 議案第２７号について終了します。 本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和６年第１２回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。 (終了 午後２時０４分)
--	------------------------------------	---